

2006 年中間期 ふくほうディスクロージャー誌

Fukuho Report



(開示項目について)

本誌は銀行法第 21 条に基づいて作成したディスクロージャー誌です。銀行法施行規則第 19 条の 2、第 19 条の 3 に基づく法定開示項目を開示しております。

また、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」に基づく資産の査定を公表しております。

(独立監査人による監査について)

証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づいて平成 17 年度中間期末、平成 17 年度末および平成 18 年度中間期末の財務諸表並びに連結財務諸表について、新日本監査法人の監査証明を受けております。

目次

連結情報	P. 2
単体情報	P.26
業務および財産の状況ほか	P.44

連結情報

事業の状況

【業績等の概要】

・業績

(金融経済環境)

平成 18 年度中間期におけるわが国経済を顧みますと、国内景気は、大企業を中心に企業収益が高水準で推移する中、設備投資は引き続き増加し、雇用者所得の緩やかな増加のもとで個人消費も増加基調にあるなど、緩やかに拡大を続けました。

また、当行グループの主たる営業基盤である福井県内の景況につきましては、生産活動が全体として緩やかな増加傾向となり、企業収益や設備投資も増加基調になるなど、緩やかに回復を続けました。

この間の金融情勢につきましては、活力ある金融システムの創造に向け金融改革が進展する中、7月のゼロ金利政策解除により市場金利が上昇するなど新たな局面に入りました。

(経営方針)

(1) 会社経営の基本方針

当行グループ(当行及び当行の関係会社)は、「地域社会への貢献」・「健全なる経営」・「活力ある職場」を経営理念として、常にお客様の立場になって考え行動することを原点に、「信頼第一の銀行(グループ)」を目指しております。

(2) 中長期的な経営戦略

当行では、金融環境の激しい変革に柔軟に対応し、地域のお客様に最適な金融サービスを提供するため、地域に根差した営業体制を強化し、収益性の高い健全な経営体質を構築する事を基本に第六次中期経営計画“ふくほう Spirit”を策定し、平成 16 年 4 月から実施しております。

(業績)

平成 18 年度中間期の当行及び連結子会社等 3 社の連結ベースでの業績は次のようになりました。

主要勘定につきましては、預金は公金及び個人預金が増加した結果、前期末比 16 億 42 百万円増加して期末残高は 4,362 億 62 百万円となりました。

また、貸出金は住宅ローンを中心とした個人ローンは順調に増加したものの、企業の資金需要が引き続き低調であったことから前期末比 18 億 45 百万円減少して、期末残高は 3,431 億 75 百万円となりました。

有価証券は前期末比 21 億 51 百万円減少して、期末残高は 936 億 61 百万円となりました。

損益面につきましては、経常収益は貸出金利息収入及び有価証券の運用収益が増加した結果、前年同期比 1 億 66 百万円増加して 59 億 60 百万円となりました。一方、経常費用は預金金利の引き上げに伴い資金調達費用が増加したことと、貸倒引当金繰入額が増加したこと等により前年同期比 5 億 31 百万円増加して 48 億 52 百万円となりました。

経常利益は前年同期比 3 億 65 百万円減少して 11 億 7 百万円となり、中間純利益は前年同期比 3 億 33 百万円増加して 7 億 28 百万円となりました。

・キャッシュ・フロー

連結キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、コールローンの増加等を主因に前年同期比 55 億 76 百万円減少して、63 億 20 百万円となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の減少を主因に前年同期比 76 億 84 百万円増加し、29 億 81 百万円となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、親会社の配当金支払等により 84 百万円となりました。全体で現金及び現金同等物の期末残高は、前年同期比 38 億 99 百万円減少して、104 億 87 百万円となりました。

主要な経営指標等の推移

最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成16年度 中間期	平成17年度 中間期	平成18年 中間期	平成16年度	平成17年度
連結経常収益	百万円	5,839	5,794	5,960	11,569	12,050
連結経常利益	百万円	643	1,473	1,107	1,620	2,239
連結中間純利益	百万円	113	394	728		
連結当期純利益	百万円				316	733
連結純資産額	百万円	22,068	22,953	23,831	22,635	23,512
連結総資産額	百万円	475,700	470,270	468,809	475,530	467,505
1株当たり純資産額	円	697.13	723.71	752.56	713.49	739.87
1株当たり中間純利益	円	3.57	12.45	22.98		
1株当たり当期純利益	円				9.24	22.32
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	円					
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円					
連結自己資本比率(国内基準)	%	9.04	9.28	9.77	9.03	9.43
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	6,736	744	6,320	145	7,330
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	2,807	4,703	2,981	4,229	1,487
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	80	81	84	161	162
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	28,302	14,387	10,487		
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円				19,915	13,911
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	601 [85]	586 [90]	563 [99]	581 [85]	557 [92]

- (注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、24ページの「1株当たり情報」に記載しております。
3. 連結純資産額および連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
4. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、潜在株式がないので記載しておりません。
5. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき算出しております。なお、当行は国内基準を採用しております。
6. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

項目		平成17年度中間期末	平成18年度中間期末
基本的項目	資本金	4,300	4,300
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	3,256	3,256
	利益剰余金	13,141	14,103
	自己株式（ ）	37	59
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額（ ）	-	79
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	-
	為替換算調整勘定	-	-
	新株予約権	-	-
	連結子会社の少数株主持分	-	-
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	-
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん償却額（ ）	-	-
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（ ）	-	-
	連結調整勘定相当額（ ）	-	-
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 （上記各項目の合計額）	-	21,521
	繰延税金資産の控除金額（ ）	-	-
	計（ A ）	20,660	21,521
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	-	-	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	879	879
	一般貸倒引当金	2,044	1,650
	負債性資本調達手段等	-	-
	うち永久劣後債務（注2）	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	-	-
	計	2,923	2,529
	うち自己資本への算入額（ B ）	2,432	2,408
控除項目	控除項目（注4）（ C ）	-	-
自己資本額	（ A ） + （ B ） - （ C ）（ D ）	23,092	23,930
リスク・ アセット等	資産（オン・バランス）項目	243,699	240,155
	オフ・バランス取引項目	4,882	4,607
	計（ E ）	248,582	244,762
連結自己資本比率（国内基準） = D / E × 100（ % ）		9.28	9.77

（注） 1．告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2．告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

（1）無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

（2）一定の場合を除き、償還されないものであること

（3）業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

（4）利払い義務の延期が認められるものであること

3．告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。

4．告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

連結自己資本比率の算定に関して外部監査を受けております。

セグメント情報

【事業の種類別セグメント情報】

連結会社は銀行業以外に一部で業務代行、労働者派遣、信用保証等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が100%であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

中間連結財務諸表
【中間連結貸借対照表】

(単位:百万円)

	平成17年度中間期末 (平成17年9月30日)	平成18年度中間期末 (平成18年9月30日)	平成17年度末 (平成18年3月31日)
(資産の部)			
現金預け金	14,417	10,517	13,941
コールローン及び買入手形	464	10,456	352
商品有価証券	4	28	4
金銭の信託	507	896	1,000
有価証券	103,492	93,661	95,812
貸出金	341,326	343,175	345,021
外国為替	475	483	461
その他資産	1,298	1,840	3,076
動産不動産	6,265		6,210
有形固定資産		5,937	
無形固定資産		71	
繰延税金資産	2,616	1,854	2,033
支払承諾見返	4,766	4,574	4,749
貸倒引当金	5,365	4,688	5,158
資産の部合計	470,270	468,809	467,505

(単位:百万円)

	平成17年度中間期末 (平成17年9月30日)	平成18年度中間期末 (平成18年9月30日)	平成17年度末 (平成18年3月31日)
(負債の部)			
預金	436,119	436,262	434,619
譲渡性預金	2,000	150	650
外国為替	-	1	-
その他負債	1,901	1,490	1,460
賞与引当金	402	403	402
役員賞与引当金	-	6	-
退職給付引当金	1,203	1,167	1,189
再評価に係る繰延税金負債	922	922	922
支払承諾	4,766	4,574	4,749
負債の部合計	447,316	444,978	443,993
(少数株主持分)			
少数株主持分	-	-	-
(資本の部)			
資本金	4,300		4,300
資本剰余金	3,256		3,256
利益剰余金	13,220		13,479
土地再評価差額金	1,030		1,030
その他有価証券評価差額金	1,183		1,469
自己株式	37		24
資本の部合計	22,953		23,512
負債、少数株主持分 及び資本の部合計	470,270		467,505
(純資産の部)			
資本金		4,300	
資本剰余金		3,256	
利益剰余金		14,103	
自己株式		59	
株主資本合計		21,600	
その他有価証券評価差額金		1,200	
土地再評価差額金		1,030	
評価・換算差額等合計		2,230	
少数株主持分		-	
純資産の部合計		23,831	
負債及び純資産の部合計		468,809	

【中間連結損益計算書】

(単位:百万円)

	平成17年度中間期 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	平成18年度中間期 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	平成17年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
経常収益	5,794	5,960	12,050
資金運用収益	4,749	4,847	9,545
(うち貸出金利息)	(4,034)	(4,062)	(8,064)
(うち有価証券利息配当金)	(704)	(769)	(1,461)
役務取引等収益	642	621	1,339
その他業務収益	208	85	375
その他経常収益	193	405	789
経常費用	4,321	4,852	9,810
資金調達費用	144	199	267
(うち預金利息)	(142)	(196)	(263)
役務取引等費用	494	506	898
その他業務費用	107	163	792
営業経費	3,362	3,290	6,635
その他経常費用	213	692	1,216
経常利益	1,473	1,107	2,239
特別利益	153	0	10
特別損失	24	3	40
税金等調整前中間(当期)	1,602	1,104	2,208
純利益			
法人税、住民税及び事業税	256	12	20
法人税等調整額	951	362	1,454
少数株主利益	-	-	-
中間(当期)純利益	394	728	733

【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】

(中間連結剰余金計算書)

(単位:百万円)

	平成17年度中間期 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	平成17年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	3,256	3,256
資本剰余金中間期末(期末) 残高	3,256	3,256
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	12,906	12,906
利益剰余金増加高	417	755
中間(当期)純利益	394	733
土地再評価差額金取崩額	22	22
利益剰余金減少高	103	182
配当金	79	158
役員賞与	23	23
利益剰余金中間期末(期末) 残高	13,220	13,479

(中間連結株主資本等変動計算書)

平成18年度中間期(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	4,300	3,256	13,479	24	21,011
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			79		79
役員賞与(注)			25		25
中間純利益			728		728
自己株式の取得				34	34
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)			624	34	589
平成18年9月30日残高(百万円)	4,300	3,256	14,103	59	21,600

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	1,469	1,030	2,500		23,512
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)					79
役員賞与(注)					25
中間純利益					728
自己株式の取得					34
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	269		269		269
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	269		269		319
平成18年9月30日残高(百万円)	1,200	1,030	2,230		23,831

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位:百万円)

	平成17年度中間期 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	平成18年度中間期 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	平成17年度の連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・ フロー			
税金等調整前中間(当期)純利益	1,602	1,104	2,208
減価償却費	72	68	147
持分法による投資損益()	13	7	9
貸倒引当金の増加額	2,697	469	2,904
賞与引当金の増加額	0	0	0
役員賞与引当金の増加額	-	6	-
退職給付引当金の増加額	19	21	33
資金運用収益	4,749	4,847	9,545
資金調達費用	144	199	267
有価証券関係損益()	280	132	309
金銭の信託の運用損益()	7	103	-
為替差損益()	0	0	0
動産不動産処分損益()	23		40
固定資産処分損益()		2	
貸出金の純増()減	5,728	1,845	2,033
預金の純増減()	5,766	1,642	7,265
譲渡性預金の純増減()	800	500	550
コールローン等の純増()減	94	10,103	206
外国為替(資産)の純増()減	152	21	138
外国為替(負債)の純増減()	1	1	1
資金運用による収入	4,803	4,707	9,649
資金調達による支出	430	237	558
その他	115	352	546
小計	708	6,309	7,311
法人税等の支払額	35	11	18
営業活動によるキャッシュ・ フロー	744	6,320	7,330
投資活動によるキャッシュ・ フロー			
有価証券の取得による支出	41,274	16,667	61,338
有価証券の売却による収入	29,161	14,934	50,544
有価証券の償還による収入	7,916	4,765	13,324
関係会社株式の売却による収入	-	-	1
金銭の信託の増加による支出	500	-	1,000
動産不動産の取得による支出	35		72
有形固定資産の取得による支出		36	
無形固定資産の取得による支出		14	
動産不動産の売却による収入	28		28
投資活動によるキャッシュ・ フロー	4,703	2,981	1,487

	平成17年度中間期 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	平成18年度中間期 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	平成17年度連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
財務活動によるキャッシュ・ フロー			
配当金支払額	79	79	158
自己株式の取得による支出	2	5	3
財務活動によるキャッシュ・ フロー	81	84	162
現金及び現金同等物に係る 換算差額	1	0	0
現金及び現金同等物の増加額	5,528	3,423	6,004
現金及び現金同等物の期首残高	19,915	13,911	19,915
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高	14,387	10,487	13,911

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	平成17年度中間期 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間期 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 連結の範囲に 関する事項	(1) 連結子会社 2社 福邦ビジネスサービス株式会社 福邦オフィスサービス株式会社 (2) 非連結子会社 該当ありません。	(1) 連結子会社 2社 同 左 (2) 非連結子会社 同 左	(1) 連結子会社 2社 同 左 (2) 非連結子会社 同 左
2 持分法の適 用に関する事 項	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 1社 福邦カード株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社 同 左 (2) 持分法適用の関連会社 1社 同 左 (3) 持分法非適用の非連結子会社 同 左 (4) 持分法非適用の関連会社 同 左	(1) 持分法適用の非連結子会社 同 左 (2) 持分法適用の関連会社 1社 同 左 (3) 持分法非適用の非連結子会社 同 左 (4) 持分法非適用の関連会社 同 左
3 連結子会社の (中間)決算 日等に関する 事項	連結子会社の中間決算日は次の とおりであります。 9月末日 2社	同 左	連結子会社の決算日は次のと おりであります。 3月末日 2社
4 会計処理基準 に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評 価方法 商品有価証券の評価は、時価法 (売却原価は主として移動平均法 により算定)により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評 価方法 同 左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評 価方法 同 左
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方 法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有 目的の債券については移動平均法 による償却原価法(定額法)、そ の他有価証券のうち時価のあるも のについては、中間連結決算日の 市場価格等に基づく時価法(売却 原価は主として移動平均法により 算定)、時価のないものについて は、移動平均法による原価法又は 償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差 額については、全部資本直入法に より処理しております。 (ロ) 有価証券運用を主目的とする 単独運用の金銭の信託において信 託財産として運用されている有価 証券の評価は、時価法により行っ ております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方 法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有 目的の債券については移動平均法 による償却原価法(定額法)、そ の他有価証券のうち時価のあるも のについては、中間連結決算日の 市場価格等に基づく時価法(売却 原価は主として移動平均法により 算定)、時価のないものについて は、移動平均法による原価法又は 償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差 額については、全部純資産直入法に より処理しております。 (ロ) 同 左	(2) 有価証券の評価基準及び評価方 法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有 目的の債券については移動平均法 による償却原価法(定額法)、そ の他有価証券のうち時価のあるも のについては、連結決算日の市場 価格等に基づく時価法(売却原価 は主として移動平均法により算 定)、時価のないものについては、 移動平均法による原価法又は償却 原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額 については、全部資本直入法に より処理しております。 (ロ) 同 左
	(3) デリバティブ取引の評価基準及 び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時 価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及 び評価方法 同 左	(3) デリバティブ取引の評価基準及 び評価方法 同 左

	平成17年度中間期 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	平成18年度中間期 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	平成17年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産</p> <p>当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 動産：2年～20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア</p> <p>自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産</p> <p>当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 動産：2年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>無形固定資産</p> <p>無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産</p> <p>当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 動産：2年～20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア</p> <p>自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p>
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づ</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づ</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づ</p>

	平成17年度中間期 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間期 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>き計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,791百万円であります。</p>	<p>き計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,366百万円であります。</p>	<p>き計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,839百万円であります。</p>
	<p>(6) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準</p> <p>同 左</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>
		<p>(7) 役員賞与引当金の計上基準</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度の中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は6百万円増加し、税金等調整前中間純利益は6百万円減少しております。</p>	

	平成17年度中間期 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間期 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理	(8) 退職給付引当金の計上基準 同 左	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理
	(9) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(9) 外貨建資産・負債の換算基準 同 左	(9) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
	(10) リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(10) リース取引の処理方法 同 左	(10) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
	(11) 重要なヘッジ会計の方法 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。		

	平成17年度中間期 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	平成18年度中間期 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	平成17年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
	(12) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(12) 消費税等の会計処理 同 左	(12) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
5.(中間)連結 キャッシュ・フ ロー計算書に おける資金の 範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金・預入期間が3ヵ月以内の預け金及び日本銀行への預け金であります。	同 左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金・預入期間が3ヵ月以内の預け金及び日本銀行への預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

平成17年度中間期 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間期 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当中間連結会計期間から適用しておりますが、これによる税金等調整前中間純利益に与える影響はありません。</p> <p>なお、資産のグルーピングの方針は、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っております。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は23,831百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当連結会計年度から適用しておりますが、これによる税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。</p> <p>なお、資産のグルーピングの方針は、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っております。</p>

表示方法の変更

平成17年度中間期 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間期 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
<p>従来、投資事業有限責任組合並びに民法上の組合及び匿名組合のうち投資事業有限責任組合に類するものの出資持分は、「その他資産」に含めて表示しておりましたが、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年6月9日法律第97号)により当該出資持分が証券取引法上の有価証券と定義されたことに伴い、当中間連結会計期間から「有価証券」に含めて表示しております。</p>	

<p>平成17年度中間期 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>平成18年度中間期 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>
	<p>「銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 負債の部に次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「動産不動産処分損益()」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益()」として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」及び「無形固定資産の取得による支出」として表示しております。</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

平成17年度中間期末 (平成17年9月30日)	平成18年度中間期末 (平成18年9月30日)	平成17年度末 (平成18年3月31日)
<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,109百万円、延滞債権額は13,932百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は302百万円です。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,052百万円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は22,397百万円です。</p> <p>なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。</p>	<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,143百万円、延滞債権額は11,845百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は214百万円です。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,969百万円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は18,173百万円です。</p> <p>なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。</p>	<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は932百万円、延滞債権額は11,236百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は179百万円です。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,400百万円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は18,750百万円です。</p> <p>なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。</p>

平成17年度中間期末 (平成17年9月30日)	平成18年度中間期末 (平成18年9月30日)	平成17年度末 (平成18年3月31日)
<p>これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、11,129百万円であります。</p> <p>6.担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>為替決済、資金決済、日銀共通取引等の担保あるいは裁判供託金の代用として、有価証券18,508百万円及び預け金10百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は207百万円であります。</p> <p>7.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、39,958百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが37,930百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>8.土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p>	<p>これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,096百万円であります。</p> <p>6.担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>為替決済、資金決済、地方公共団体収納代理取引、日銀共通取引等の担保、裁判供託金あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券13,493百万円及び預け金10百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は150百万円であります。</p> <p>7.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、37,493百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが34,975百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>8.土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p>	<p>これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、11,477百万円であります。</p> <p>6.担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>為替決済、資金決済、地方公共団体収納代理取引、日銀共通取引等の担保あるいは裁判供託金の代用として、有価証券13,519百万円及び預け金10百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は204百万円であります。</p> <p>7.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、38,536百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが36,369百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>8.土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p>

平成17年度中間期末 (平成17年9月30日)	平成18年度中間期末 (平成18年9月30日)	平成17年度末 (平成18年3月31日)
<p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p>1,664百万円</p> <p>9. 動産不動産の減価償却累計額 4,142百万円</p> <p>10. 動産不動産の圧縮記帳額 66百万円</p> <p>(当中間連結会計期間圧縮記帳額 - 百万円)</p>	<p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p>1,887百万円</p> <p>9. 有形固定資産の減価償却累計額 4,144百万円</p> <p>10. 有形固定資産の圧縮記帳額 66百万円</p> <p>(当中間連結会計期間圧縮記帳額 - 百万円)</p>	<p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p>1,887百万円</p> <p>9. 動産不動産の減価償却累計額 4,125百万円</p> <p>10. 動産不動産の圧縮記帳額 66百万円</p> <p>(当連結会計年度圧縮記帳額 - 百万円)</p>

(中間連結損益計算書関係)

平成17年度中間期 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	平成18年度中間期 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	平成17年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
<p>1. その他経常費用には、債権売却損130百万円を含んでおります。</p> <p>2. 特別利益には、貸倒引当金取崩額152百万円を含んでおります。</p>	<p>1. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額244百万円及び株式等償却115百万円を含んでおります。</p>	

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

. 平成18年度中間期 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度 末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	31,800	-	-	31,800	
合計	31,800	-	-	31,800	
自己株式					
普通株式	55	77	-	132	(注)
合計	55	77	-	132	

(注) 自己株式の普通株式の株式数の増加 77 千株は、単元未満株式の買取りによる増加 12 千株、持分法適用会社が取
得した自己株式(当行株式)の当行帰属分による増加 65 千株であります。

2. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	79	2.5	平成18年3月31日	平成18年6月29日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年11月22日 取締役会	普通株式	79	利益剰余金	2.5	平成18年9月30日	平成18年12月11日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

平成17年度中間期 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	平成18年度中間期 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	平成17年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係 (単位:百万円)	現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている科 目の金額との関係 (単位:百万円)	現金及び現金同等物の期末残高と連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額 との関係 (単位:百万円)
平成17年 9月30日現在	平成18年 9月30日現在	平成18年 3月31日現在
現金預け金勘定 14,417	現金預け金勘定 10,517	現金預け金勘定 13,941
預入期間が3ヵ月超の	預入期間が3ヵ月超の	預入期間が3ヵ月超
定期預け金 30	定期預け金 30	の定期預け金 30
現金及び現金同等物 14,387	現金及び現金同等物 10,487	現金及び現金同等物 13,911

(リース取引関係)

平成17年度中間期 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間期 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 1,356百万円 その他 百万円 合計 1,356百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 704百万円 その他 百万円 合計 704百万円 減損損失累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 百万円 その他 百万円 合計 百万円 中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 652百万円 その他 百万円 合計 652百万円 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 240百万円 1年超 495百万円 合計 735百万円 リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 144百万円 リース資産減損勘定の取崩額 百万円 減価償却費相当額 117百万円 支払利息相当額 16百万円 減損損失 百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 1,268百万円 その他 百万円 合計 1,268百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 715百万円 その他 百万円 合計 715百万円 減損損失累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 百万円 その他 百万円 合計 百万円 中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 553百万円 その他 百万円 合計 553百万円 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 222百万円 1年超 446百万円 合計 668百万円 リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 133百万円 リース資産減損勘定の取崩額 百万円 減価償却費相当額 113百万円 支払利息相当額 14百万円 減損損失 百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 1,335百万円 その他 百万円 合計 1,335百万円 減価償却累計額相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 733百万円 その他 百万円 合計 733百万円 減損損失累計相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 百万円 その他 百万円 合計 百万円 年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 602百万円 その他 百万円 合計 602百万円 未経過リース料年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 223百万円 1年超 452百万円 合計 676百万円 リース資産減損勘定年度末残高 百万円 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 285百万円 リース資産減損勘定取崩額 - 百万円 減価償却費相当額 234百万円 支払利息相当額 31百万円 減損損失 百万円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

平成17年度中間期 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間期 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得 価額相当額との差額を利息相当額と し、各中間連結会計期間への配分方法 については、利息法によっておりま す。 2. オペレーティング・リース取引 該当ありません。	・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得 価額相当額との差額を利息相当額と し、各中間連結会計期間への配分方法 については、利息法によっておりま す。 2. オペレーティング・リース取引 該当ありません。	・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得 価額相当額との差額を利息相当額と し、各連結会計年度への配分方法につ いては、利息法によっております。

(1株当たり情報)

		平成17年度中間期 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間期 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり純資産額	円	723.71	752.56	739.87
1株当たり中間(当期) 純利益	円	12.45	22.98	22.32

(注) 1. 1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		平成17年度中間期 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間期 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり純資産額				
純資産の部の合計額	百万円		23,831	
純資産の部の合計額から控 除する金額	百万円			
普通株式に係る純資産額	百万円		23,831	
普通株式の(中間)期末 株式数	千株		31,667	
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	394	728	733
普通株主に帰属しない金額	百万円			25
うち利益処分による 役員賞与金	百万円			25
普通株式に係る中間(当期) 純利益	百万円	394	728	708
普通株式の(中間)期中 平均株式数	千株	31,705	31,707	31,718

2. なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

単体情報

事業の概況

【業績等の概要】

(業績)

平成 18 年度中間期の当行の業績は、「健全な経営体質の構築」を基本方針として、役職員一体となって積極的に業務に取り組んだ結果、次のような業績となりました。

主要勘定につきましては、預金は公金及び個人預金が増加した結果、前期末比 16 億 49 百万円増加して期末残高は 4,363 億 15 百万円となりました。

また、貸出金は住宅ローンを中心とした個人ローンは順調に増加したものの、企業の資金需要が引き続き低調であったことから前期末比 18 億 45 百万円減少して、期末残高は 3,431 億 75 百万円となりました。

有価証券は前期末比 21 億 29 百万円減少して、期末残高は 936 億 91 百万円となりました。

損益面につきましては、経常収益は貸出金利息収入及び有価証券の運用収益が増加した結果、前年同期比 1 億 58 百万円増加して 59 億 54 百万円となりました。一方、経常費用は預金金利の引き上げに伴い資金調達費用が増加したことと、貸倒引当金繰入額が増加したこと等により前年同期比 5 億 55 百万円増加して 48 億 61 百万円となりました。

経常利益は前年同期比 3 億 96 百万円減少して 10 億 92 百万円となり、中間純利益は前年同期比 3 億 5 百万円増加して 7 億 16 百万円となりました。

当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成16年度 中間期	平成17年度 中間期	平成18年度 中間期	平成16年度	平成17年度
経常収益	百万円	5,828	5,795	5,954	11,568	12,042
経常利益	百万円	635	1,488	1,092	1,638	2,223
中間純利益	百万円	101	410	716		
当期純利益	百万円				333	719
資本金	百万円	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300
発行済株式総数	千株	31,800	31,800	31,800	31,800	31,800
純資産額	百万円	22,069	22,968	23,819	22,647	23,482
総資産額	百万円	475,740	470,310	468,837	475,568	467,512
預金残高	百万円	440,794	436,153	436,315	441,922	434,666
貸出金残高	百万円	340,094	341,326	343,175	347,055	345,021
有価証券残高	百万円	96,028	103,534	93,691	97,676	95,820
1株当たり配当額	円	2.50	2.50	2.50	5.00	5.00
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.04	9.29	9.77	9.04	9.42
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	573 [76]	557 [78]	538 [84]	555 [76]	531 [79]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 純資産額および総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

単体自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円）

項目		平成17年度中間期末	平成18年度中間期末
基本的項目	資本金	4,300	4,300
	うち非累積的永久優先株	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本準備金	3,256	3,256
	その他資本剰余金	-	-
	利益準備金	790	811
	その他利益剰余金	-	13,241
	任意積立金	9,759	-
	中間未処分利益	2,583	-
	その他	-	-
	自己株式（ ）	15	22
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額（ ）	-	79
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	-
	新株予約権	-	-
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん相当額（ ）	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（ ）	-	-
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 （上記各項目の合計額）	-	21,509
	繰延税金資産の控除金額（ ）	-	-
計（ A ）	20,674	21,509	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 （注1）	-	-	
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	879	879
	一般貸倒引当金	2,044	1,650
	負債性資本調達手段等	-	-
	うち永久劣後債務（注2）	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	-	-
	計	2,923	2,529
	うち自己資本への算入額 （ B ）	2,432	2,408
控除項目	控除項目（注4） （ C ）	-	-
自己資本額 （ A ） + （ B ） - （ C ） （ D ）	23,107	23,918	
リスク・ アセット等	資産（オン・バランス）項目	243,738	240,182
	オフ・バランス取引項目	4,882	4,607
	計（ E ）	248,621	244,790
単体自己資本比率（国内基準） = D / E × 100（%）		9.29	9.77

（注）1．告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2．告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

（1）無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

（2）一定の場合を除き、償還されないものであること

（3）業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

（4）利払い義務の延期が認められるものであること

3．告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4．告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

単体自己資本比率の算定に関して外部監査を受けております。

中間財務諸表

【中間貸借対照表】

(単位:百万円)

	平成17年度中間期末 (平成17年9月30日)	平成18年度中間期末 (平成18年9月30日)	平成17年度末 (平成18年3月31日)
(資産の部)			
現金預け金	14,417	10,517	13,941
コールローン	464	10,456	352
商品有価証券	4	28	4
金銭の信託	507	896	1,000
有価証券	103,534	93,691	95,820
貸出金	341,326	343,175	345,021
外国為替	475	483	461
その他資産	1,298	1,840	3,076
動産不動産	6,265		6,210
有形固定資産		5,937	
無形固定資産		71	
繰延税金資産	2,615	1,852	2,032
支払承諾見返	4,766	4,574	4,749
貸倒引当金	5,365	4,688	5,158
資産の部合計	470,310	468,837	467,512

(単位:百万円)

	平成17年度中間期末 (平成17年9月30日)	平成18年度中間期末 (平成18年9月30日)	平成17年度末 (平成18年3月31日)
(負債の部)			
預金	436,153	436,315	434,666
譲渡性預金	2,000	150	650
外国為替	-	1	-
その他負債	1,896	1,480	1,451
賞与引当金	400	400	400
役員賞与引当金	-	6	-
退職給付引当金	1,203	1,167	1,189
再評価に係る繰延税金負債	922	922	922
支払承諾	4,766	4,574	4,749
負債の部合計	447,341	445,018	444,029
(資本の部)			
資本金	4,300		4,300
資本剰余金	3,256		3,256
資本準備金	3,256		3,256
利益剰余金	13,212		13,442
利益準備金	774		790
任意積立金	9,759		9,759
中間(当期)未処分利益	2,678		2,891
土地再評価差額金	1,030		1,030
その他有価証券評価差額金	1,183		1,469
自己株式	15		16
資本の部合計	22,968		23,482
負債及び資本の部合計	470,310		467,512
(純資産の部)			
資本金		4,300	
資本剰余金		3,256	
資本準備金		3,256	
利益剰余金		14,053	
利益準備金		811	
その他利益剰余金		13,241	
別途積立金		9,309	
繰越利益剰余金		3,932	
自己株式		22	
株主資本合計		21,588	
その他有価証券評価差額金		1,200	
土地再評価差額金		1,030	
評価・換算差額等合計		2,230	
純資産の部合計		23,819	
負債及び純資産の部合計		468,837	

【中間損益計算書】

(単位:百万円)

	平成17年度中間期 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	平成18年度中間期 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	平成17年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
経常収益	5,795	5,954	12,042
資金運用収益	4,749	4,847	9,545
(うち貸出金利息)	(4,034)	(4,062)	(8,064)
(うち有価証券利息配当金)	(704)	(769)	(1,461)
役務取引等収益	642	621	1,339
その他業務収益	208	85	375
その他経常収益	194	398	782
経常費用	4,306	4,861	9,819
資金調達費用	144	199	267
(うち預金利息)	(142)	(196)	(263)
役務取引等費用	493	506	898
その他業務費用	107	163	792
営業経費	3,361	3,300	6,647
その他経常費用	200	692	1,213
経常利益	1,488	1,092	2,223
特別利益	153	0	10
特別損失	24	3	40
税引前中間(当期)純利益	1,618	1,088	2,193
法人税、住民税及び事業税	256	9	19
法人税等調整額	951	363	1,454
中間(当期)純利益	410	716	719
前期繰越利益	2,245		2,245
土地再評価差額金取崩額	22		22
中間配当額	-		79
中間配当に伴う利益準備金 積立額	-		15
中間(当期)未処分利益	2,678		2,891

【中間株主資本等変動計算書】

平成18年度中間期（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
					電算機導入積立金	退職給与積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高（百万円）	4,300	3,256	3,256	790	250	200	9,309	2,891	13,442	16	20,982
中間会計期間中の変動額											
剰余金の配当(注)	-	-	-	-	-	-	-	79	79	-	79
積立金の取崩(注)	-	-	-	-	250	200	-	450	-	-	-
役員賞与(注)	-	-	-	-	-	-	-	25	25	-	25
利益準備金の積立(注)	-	-	-	21	-	-	-	21	-	-	-
中間純利益	-	-	-	-	-	-	-	716	716	-	716
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中間会計期間中の変動額合計（百万円）	-	-	-	21	250	200	-	1,040	611	5	606
平成18年9月30日残高（百万円）	4,300	3,256	3,256	811	-	-	9,309	3,932	14,053	22	21,588

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高（百万円）	1,469	1,030	2,500	23,482
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)	-	-	-	79
積立金の取崩(注)	-	-	-	-
役員賞与(注)	-	-	-	25
利益準備金の積立(注)	-	-	-	-
中間純利益	-	-	-	716
自己株式の取得	-	-	-	5
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	269	-	269	269
中間会計期間中の変動額合計（百万円）	269	-	269	336
平成18年9月30日残高（百万円）	1,200	1,030	2,230	23,819

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	平成17年度中間期 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間期 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。	同 左	同 左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
	(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 同 左	(2) 同 左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：2年～20年	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：2年～20年	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：2年～20年
	(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

	平成17年度中間期 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間期 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,791百万円であります。</p>	<p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,366百万円あります。</p>	<p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,839百万円あります。</p>
	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>同 左</p>	<p>(2) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>

	平成17年度中間期 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間期 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		<p>(3) 役員賞与引当金</p> <p>役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、役員賞与は、利益処分により支給時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)が会社法施行日以後終了する事業年度の中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準を適用し、役員に対する賞与を費用として処理することとし、その支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を役員賞与引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ営業経費は6百万円増加し、税引前中間純利益は6百万円減少しております。</p>	
	<p>(4) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p>	<p>(4) 退職給付引当金</p> <p>同 左</p>	<p>(4) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p>
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左

	平成17年度中間期 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間期 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
8. ヘッジ会計の方法	<p>為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>		
9. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用に計上しております。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

平成17年度中間期 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間期 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当中間会計期間から適用しておりますが、これによる税引前中間純利益に与える影響はありません。</p> <p>なお、資産のグルーピングの方針は、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っております。</p>		<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当事業年度から適用しておりますが、これによる税引前当期純利益に与える影響はありません。</p> <p>なお、資産のグルーピングの方針は、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っております。</p>

平成17年度中間期 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	平成18年度中間期 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	平成17年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する額は23,819百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>	

表示方法の変更

平成17年度中間期 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	平成18年度中間期 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)
<p>従来、投資事業有限責任組合並びに民法上の組合及び匿名組合のうち投資事業有限責任組合に類するものの出資持分は、「その他資産」に含めて表示していましたが、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年6月9日法律第97号)により当該出資持分が証券取引法上の有価証券と定義されたことに伴い、当中間会計期間から「有価証券」に含めて表示しております。</p>	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始される事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

平成17年度中間期末 (平成17年9月30日)	平成18年度中間期末 (平成18年9月30日)	平成17年度末 (平成18年3月31日)
<p>1. 子会社の株式(及び出資額)総額 20百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,109百万円、延滞債権額は13,932百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は302百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,052百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は22,397百万円であります。 なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1. 関係会社の株式(及び出資額)総額 38百万円</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,143百万円、延滞債権額は11,845百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は214百万円あります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,969百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は18,173百万円あります。 なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1. 子会社の株式(及び出資額)総額 20百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は932百万円、延滞債権額は11,236百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は179百万円あります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,400百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は18,750百万円あります。 なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

平成17年度中間期末 (平成17年9月30日)	平成18年度中間期末 (平成18年9月30日)	平成17年度末 (平成18年3月31日)
<p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、11,129百万円であります。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>為替決済、資金決済、日銀共通取引等の担保あるいは裁判供託金の代用として、有価証券18,508百万円及び預け金10百万円を差し入れております。</p> <p>なお、動産不動産のうち保証金権利金は207百万円であります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、39,958百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが37,930百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 動産不動産の減価償却累計額 4,138百万円</p> <p>10. 動産不動産の圧縮記帳額 66百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p>	<p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,096百万円であります。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>為替決済、資金決済、地方公共団体収納代理取引、日銀共通取引等の担保、裁判供託金あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券13,493百万円及び預け金10百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は150百万円あります。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、37,493百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが34,975百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 有形固定資産の減価償却累計額 4,140百万円</p> <p>10. 有形固定資産の圧縮記帳額 66百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p>	<p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、11,477百万円あります。</p> <p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>為替決済、資金決済、地方公共団体収納代理取引、日銀共通取引等の担保あるいは裁判供託金の代用として、有価証券13,519百万円及び預け金10百万円を差し入れております。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、38,536百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが36,369百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 動産不動産の減価償却累計額 4,121百万円</p> <p>10. 動産不動産の圧縮記帳額 66百万円 (当事業年度圧縮記帳額 百万円)</p>

平成17年度中間期末 (平成17年9月30日)	平成18年度中間期末 (平成18年9月30日)	平成17年度末 (平成18年3月31日)
<p>11. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,664百万円</p> <p>12. 取締役及び監査役に対する金銭債権総額 24百万円</p>	<p>11. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,887百万円</p> <p>12. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 45百万円</p>	<p>11. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,887百万円</p> <p>12. 取締役及び監査役に対する金銭債権総額 24百万円</p>

(中間損益計算書関係)

平成17年度中間期 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	平成18年度中間期 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	平成17年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>建物・動産 67百万円 その他 4百万円</p> <p>2. その他経常費用には、債権売却損130百万円を含んでおります。</p> <p>3. 特別利益には、貸倒引当金取崩額152百万円を含んでおります。</p>	<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>建物・動産 64百万円 その他 3百万円</p> <p>2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額244百万円及び株式等償却115百万円を含んでおります。</p>	<p>1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <p>建物・動産 139百万円 その他 8百万円</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

平成18年度中間期(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間 末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	37	12	-	49	(注)
合計	37	12	-	49	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(リース取引関係)

平成17年度中間期 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	平成18年度中間期 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	平成17年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <p>動産 1,349百万円 その他 - 百万円 合計 1,349百万円</p> <p>減価償却累計額相当額</p> <p>動産 701百万円 その他 - 百万円 合計 701百万円</p> <p>減損損失累計額相当額</p> <p>動産 - 百万円 その他 - 百万円 合計 - 百万円</p> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <p>動産 648百万円 その他 - 百万円 合計 648百万円</p> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <p>1年内 238百万円 1年超 491百万円 合計 730百万円</p> <p>・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 - 百万円</p> <p>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <p>支払リース料 143百万円 リース資産減損勘定の取崩額 - 百万円 減価償却費相当額 116百万円 支払利息相当額 16百万円 減損損失 - 百万円</p> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <p>動産 1,255百万円 その他 - 百万円 合計 1,255百万円</p> <p>減価償却累計額相当額</p> <p>動産 711百万円 その他 - 百万円 合計 711百万円</p> <p>減損損失累計額相当額</p> <p>動産 - 百万円 その他 - 百万円 合計 - 百万円</p> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <p>動産 544百万円 その他 - 百万円 合計 544百万円</p> <p>・未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <p>1年内 219百万円 1年超 439百万円 合計 658百万円</p> <p>・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 - 百万円</p> <p>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <p>支払リース料 132百万円 リース資産減損勘定の取崩額 - 百万円 減価償却費相当額 112百万円 支払利息相当額 13百万円 減損損失 - 百万円</p> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <p>動産 1,328百万円 その他 - 百万円 合計 1,328百万円</p> <p>減価償却累計額相当額</p> <p>動産 729百万円 その他 - 百万円 合計 729百万円</p> <p>減損損失累計額相当額</p> <p>動産 - 百万円 その他 - 百万円 合計 - 百万円</p> <p>期末残高相当額</p> <p>動産 599百万円 その他 - 百万円 合計 599百万円</p> <p>・未経過リース料期末残高相当額</p> <p>1年内 221百万円 1年超 450百万円 合計 672百万円</p> <p>・リース資産減損勘定の期末残高 - 百万円</p> <p>・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <p>支払リース料 283百万円 リース資産減損勘定の取崩額 - 百万円 減価償却費相当額 233百万円 支払利息相当額 31百万円 減損損失 - 百万円</p> <p>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>

平成17年度中間期 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度中間期 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成18年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 該当ありません。</p>	<p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 該当ありません。</p>	<p>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 該当ありません。</p>

(重要な後発事象)
該当ありません。

業務の状況(別表第一、19条の2 第1項第3号八関係)および財産の状況ほか

損益の状況

国内・国際業務部門別粗利益 (単位:百万円・%)

	平成18年度中間期
国内業務部門粗利益	4,653〔2.09〕
資金運用収支	4,528
役務取引等収支	110
その他業務収支	14
国際業務部門粗利益	32〔0.57〕
資金運用収支	119
役務取引等収支	4
その他業務収支	92
業務粗利益	4,686〔2.10〕

(注)1.〔 〕は業務粗利益率を示しております。業務粗利益率= $\frac{\text{業務粗利益}(\times 365\text{日})}{\text{資金運用勘定平均残高}(\times 183\text{日})} \times 100$

2.国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。

資金運用・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り (単位:百万円・%)

	平成18年度中間期		
	平均残高	利息	利回り
国内業務部門			
資金運用勘定	442,631(10,849)	4,727(6)	2.13
うち貸出金	336,902	4,062	2.40
資金調達勘定	427,008	192	0.08
うち預金	427,179	189	0.08
国際業務部門			
資金運用勘定	11,331	126	2.22
うち貸出金			
資金調達勘定	11,341(10,849)	12(6)	0.22
うち預金	492	6	2.65

(注)1.資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

2.()は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

3.国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクステンジ取引に適用する方式)により算出しております。

資金利ざや (単位:%)

	平成18年度中間期
資金運用利回り	
国内業務部門	2.13
国際業務部門	2.22
合計	2.18
資金調達原価	
国内業務部門	1.61
国際業務部門	0.60
合計	1.62
総資金利ざや	
国内業務部門	0.52
国際業務部門	1.62
合計	0.56

受取・支払利息の増減

(単位:百万円)

	平成18年度中間期		
	残高による増減	利率による増減	純増減
国内業務部門			
受取利息	56	168	111
うち貸出金	12	15	27
支払利息	2	55	52
うち預金	2	54	52
国際業務部門			
受取利息	5	6	12
うち貸出金	0		0
支払利息	0	3	3
うち預金	1	3	2

利益率

(単位:%)

	平成18年度中間期
総資産経常利益率	0.46
資本経常利益率	9.20
総資産中間純利益率	0.30
資本中間純利益率	6.03

(注)1. 総資産経常(中間純)利益率= $\frac{\text{経常(中間純)利益}(\times 365\text{日})}{(\text{期首総資産(除く支払承諾見返)残高} + \text{期末総資産(除く支払承諾見返)}) \div 2(\times 183\text{日})} \times 100$

2. 資本経常(中間純)利益率= $\frac{\text{経常(中間純)利益}(\times 365\text{日})}{(\text{期首純資産の部残高} + \text{期末純資産の部残高}) \div 2(\times 183\text{日})} \times 100$

預金業務

預金・譲渡性預金残高

1. 期末残高

(単位:百万円・%)

		平成18年度中間期		
			構成比	
国内業務部門	預金	流動性預金	126,391	28.96
		うち有利息預金	95,253	21.82
		定期性預金	307,866	70.54
		うち固定自由金利定期預金	296,967	68.04
		うち変動自由金利定期預金	319	0.07
		その他	1,557	0.36
		計	435,815	99.86
	譲渡性預金	150	0.03	
	合計	435,965	99.89	
国際業務部門	預金	流動性預金		
		うち有利息預金		
		定期性預金		
		その他	500	0.11
	計	500	0.11	
	譲渡性預金			
	合計	500	0.11	
	総合計	436,465	100.00	

2. 平均残高

(単位:百万円・%)

		平成18年度中間期		
			構成比	
国内業務部門	預金	流動性預金	121,955	28.49
		うち有利息預金	94,361	22.04
		定期性預金	303,418	70.88
		うち固定自由金利定期預金	291,622	68.12
		うち変動自由金利定期預金	385	0.09
		その他	492	0.12
		計	427,179	99.79
	譲渡性預金	402	0.09	
	合計	427,582	99.88	
国際業務部門	預金	流動性預金		
		うち有利息預金		
		定期性預金		
		その他	492	0.12
	計	492	0.12	
	譲渡性預金			
	合計	492	0.12	
	総合計	428,074	100.00	

(注)1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2. 定期性預金=定期預金+定期積金

固定自由金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期預金

変動自由金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金

3. 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

定期預金の残存期間別残高

(単位:百万円)

		平成18年度中間期
定期預金	3ヵ月未満	78,809
	3ヵ月以上6ヵ月未満	57,783
	6ヵ月以上1年未満	114,984
	1年以上2年未満	14,005
	2年以上3年未満	4,626
	3年以上	26,921
	計	297,131
うち固定 自由金利 定期預金	3ヵ月未満	78,718
	3ヵ月以上6ヵ月未満	57,749
	6ヵ月以上1年未満	114,853
	1年以上2年未満	13,985
	2年以上3年未満	4,563
	3年以上	26,921
	計	296,791
うち変動 自由金利 定期預金	3ヵ月未満	70
	3ヵ月以上6ヵ月未満	33
	6ヵ月以上1年未満	131
	1年以上2年未満	20
	2年以上3年未満	63
	3年以上	0
	計	319

(注)上記の預金残高には、積立定期預金を含んでおりません。

貸出金業務

貸出金科目別残高 (単位:百万円)

		平成18年度中間期	
		期末残高	平均残高
国内業務部門	手形貸付	44,306	44,153
	証書貸付	260,970	259,597
	当座貸越	25,801	22,320
	割引手形	12,096	10,831
	計	343,175	336,902
国際業務部門	手形貸付		
	証書貸付		
	当座貸越		
	割引手形		
	計		
合計		343,175	336,902

(注)国際業務部門の国内店外貸建取引の平均残高は月次カレント方式により算出しております。

貸出金の残存期間別残高 (単位:百万円)

	平成18年度中間期		
	貸出金	うち変動金利	
		うち変動金利	うち固定金利
1年以下	61,600		
1年超3年以下	28,256	11,641	16,615
3年超5年以下	40,207	19,536	20,672
5年超7年以下	28,681	19,730	8,952
7年超	158,629	53,757	104,872
期間の定めのないもの	25,802	2,279	23,523
計	343,175		

(注)残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしております。

担保の種類別の貸出金残高及び支払承諾見返額 (単位:百万円)

	平成18年度中間期	
	貸出金残高	支払承諾見返残高
有価証券	1,943	
債権	5,497	1,380
商品		
不動産	58,618	1,696
その他		
計	66,059	3,077
保証	156,652	646
信用	120,462	850
合計	343,175	4,574
(うち劣後特約付貸出金)	()	

使途別の貸出金残高

(単位:百万円・%)

	平成18年度中間期	
	貸出金残高	構成比
設備資金	166,650	48.56
運転資金	176,525	51.44
合計	343,175	100.00

業種別貸出状況

(単位:百万円・%)

業種別	平成18年度中間期	
	貸出金残高	構成比
国内業務部門	343,175	100.00
製造業	33,034	9.63
農業	200	0.06
林業	245	0.07
漁業	143	0.04
鉱業	91	0.03
建設業	35,333	10.30
電気・ガス・熱供給・水道業	1,928	0.56
情報通信業	1,662	0.48
運輸業	6,593	1.92
卸売・小売業	45,910	13.38
金融・保険業	17,399	5.07
不動産業	37,354	10.88
各種サービス業	43,409	12.65
地方公共団体	16,409	4.78
その他	103,459	30.15
国際業務部門		
政府等		
金融機関		
その他		
合計	343,175	100.00

(注)「国内業務部門」とは、当行の円建取引、「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。

中小企業等に対する貸出金

		平成18年度中間期
中小企業等貸出金残高	百万円	306,220
総貸出金残高	百万円	343,175
中小企業等貸出金比率	/ %	89.23
中小企業等貸出先件数	件	30,917
総貸出先件数	件	30,995
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.74

(注)中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社または常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社および個人であります。

特定海外債権残高

平成18年度中間期は該当ありません。

預貸率 (単位:%)

		平成18年度中間期	
期末預貸率	国内業務部門		77.11
	国際業務部門		
		計	77.02
期中平均預貸率	国内業務部門		77.15
	国際業務部門		
		計	77.06

(注)預金には譲渡性預金を含んでおります。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 (単位:百万円)

		平成17年度 中間期	平成17年度	平成18年度中間期			摘要	
		期末残高	期末残高	当期増加額	当期減少額			期末残高
					目的使用	その他		
貸倒 引当金	一般貸倒引当金	2,044	2,088	1,650		2,088	1,650	洗替による 取崩額
	個別貸倒引当金	3,321	3,070	3,038	715	2,354	3,038	洗替による 取崩額
	うち非居住者 向け債権分							

貸出金償却額 (単位:百万円)

	平成17年度中間期	平成18年度中間期
貸出金償却額	7	5

証券業務・その他

商品有価証券の種類別の平均残高 (単位:百万円)

平成18年度中間期	
商品国債	14
商品地方債	
商品政府保証債	
合計	14

有価証券の種類別の残存期間別の残高 (単位:百万円)

	平成18年度中間期						
	国債	地方債	社債	株式	その他の証券		
					うち外国債券	うち外国株式	
1年以下	1,438	712	3,986		1,056	825	
1年超3年以下	3,200	1,750	7,454		3,074	2,171	
3年超5年以下	10,560	719	4,807		3,009	1,324	
5年超7年以下	7,619	544	2,526		1,603	1,397	
7年超10年以下	10,516	557	4,820		6,113	3,700	
10年超	6,399		290		735	735	
期間の定めのないもの				5,098	4,987		
合計	39,735	4,285	23,886	5,098	20,571	10,155	

有価証券の種類別の平均残高 (単位:百万円)

		平成18年度中間期
国内業務部門	国債	43,162
	地方債	4,475
	社債	23,421
	株式	3,453
	その他の証券	9,479
	計	83,992
国際業務部門	国債	
	地方債	
	社債	
	株式	
	その他の証券	10,234
	うち外国債券	10,234
計	10,234	
合計	94,227	

(注)国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

預証率 (単位:%)

		平成18年度中間期
期末預証率	国内業務部門	19.16
	国際業務部門	2,030.34
	合計	21.46
期中平均預証率	国内業務部門	19.64
	国際業務部門	2,078.10
	合計	22.01

(注)預金には譲渡性預金を含んでおります。

(有価証券関係)

「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」はありません。

平成17年度中間期末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成17年9月30日現在)

(単位:百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
国債	2,346	2,347	0
地方債	4,843	5,040	197
社債	200	202	2
その他	8,301	8,171	130
合計	15,692	15,761	69

(注)時価は、平成17年度中間期末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの (平成17年9月30日現在)

(単位:百万円)

	取得原価	中間貸借対照表 計上額	評価差額
株式	2,219	3,927	1,707
債券	68,190	68,036	153
国債	46,317	45,882	434
社債	21,873	22,154	281
その他	14,061	14,493	432
合計	84,471	86,457	1,985

(注)1. 中間貸借対照表計上額は、平成17年度中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

平成17年度中間期末において、その他有価証券で時価のあるものについて減損処理を行ったものはありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価または償却原価に比べて30%以上下落した場合としております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額 (平成17年9月30日現在)

(単位:百万円)

	金額
満期保有目的の債券 社債	750
子会社株式及び関連会社株式 子会社株式	20
関連会社株式	21
その他有価証券 非上場株式	592

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成18年9月30日現在)

(単位:百万円)

	中間貸借対照 表計上額	時価	差額
国債	3,745	3,712	33
地方債	4,285	4,389	103
社債	300	300	0
その他	8,360	8,190	169
外国債券	8,360	8,190	169
合計	16,691	16,591	99

(注)時価は、平成18年度中間期末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの (平成18年9月30日現在)

(単位:百万円)

	取得原価	中間貸借対照 表計上額	評価差額
株式	2,651	4,583	1,932
債券	59,086	58,545	540
国債	36,577	35,989	587
社債	22,059	22,556	46
その他	11,702	12,210	507
合計	73,440	75,339	1,899

(注)1. 中間貸借対照表計上額は、平成18年度中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

平成18年度中間期末における減損処理は、株式115百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価または償却原価に比べて30%以上下落した場合としております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額 (平成18年9月30日現在)

(単位:百万円)

	金額
満期保有目的の債券 社債	1,030
子会社株式及び関連会社株式	
子会社株式	20
関連会社株式	18
その他有価証券 非上場株式	591

平成17年度末

1. 売買目的有価証券（平成18年3月31日現在）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	平成18年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	4	0

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成18年3月31日現在）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債	2,945	2,848	97	1	98
地方債	4,472	4,557	85	96	10
社債	300	297	2	-	2
その他	8,360	8,042	318	0	318
合計	16,078	15,746	332	97	429

（注）1．時価は、平成17年度末日における市場価格等に基づいております。

2．「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成18年3月31日現在）

（単位：百万円）

	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	3,269	5,825	2,556	2,609	52
債券	61,617	60,511	1,105	412	1,517
国債	39,212	38,109	1,102	84	1,187
社債	22,404	22,402	2	328	330
その他	10,838	11,739	900	975	74
合計	75,725	78,077	2,352	3,997	1,645

（注）1．貸借対照表計上額は、平成17年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2．「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3．その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

平成17年度において、その他有価証券で時価のあるものについて減損処理を行ったものはありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価又は償却原価に比べて30%以上下落した場合としております。

4. 平成17年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

該当ありません。

5.平成17年度中に売却したその他有価証券（自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日）

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	44,934	977	674

6.時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成18年 3月31日現在）

(単位:百万円)

	金額（百万円）
満期保有目的の債券 社債	1,030
子会社株式及び関連会社株式 子会社株式	20
関連会社株式	18
その他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く）	595

7.保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8.その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成18年 3月31日現在）

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	8,466	27,357	26,858	6,576
国債	3,669	12,609	18,484	6,291
地方債	742	2,632	1,097	-
社債	4,053	12,116	7,276	285
その他	1,623	5,246	8,116	4,661
合計	10,089	32,604	34,975	11,238

(金銭の信託関係)

平成17年度中間期末

1. 運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	507	0

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成17年9月30日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外) (平成17年9月30日現在)

該当ありません。

平成18年度中間期末

1. 運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	896	4

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成18年9月30日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外) (平成18年9月30日現在)

該当ありません。

平成17年度末

1. 運用目的の金銭の信託 (平成18年3月31日現在)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	平成17年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	1,000	-

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成18年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

平成17年度中間期末

その他有価証券評価差額金 (平成17年9月30日現在)

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	平成17年度中間期末
評価差額	1,985
その他有価証券	1,985
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	802
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,183
()少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	1,183

平成18年度中間期末

その他有価証券評価差額金 (平成18年9月30日現在)

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	平成18年度中間期末
評価差額	1,899
その他有価証券	1,899
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	699
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,200
()少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	1,200

平成17年度末

その他有価証券評価差額金 (平成18年3月31日現在)

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	平成17年度末
評価差額	2,352
その他有価証券	2,352
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	882
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,469
()少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	1,469

デリバティブ取引

1. 取引の状況に関する事項(平成17年度末)

(1) 取引の内容

当行の利用しているデリバティブ取引は、金利関連取引では金利スワップ取引、通貨関連取引では先物為替予約取引、有価証券関連取引では債券先物取引、債券オプション取引、株価指数先物取引、株価指数オプション取引であります。

(2) 取引に対する取組方針

当行では、取引先の為替に係るリスクヘッジニーズに応えるため、また当行自体の資産・負債に係る市場リスクをヘッジするためデリバティブ取引を行っております。また短期的な売買差益を目的としたデリバティブ取引については、ポジション枠と損失限度額を設定し、厳格なリスク管理体制のもとで行っております。

(3) 取引の利用目的

当行は、貿易取引やインパクトローン等の取引に伴う為替相場の変動リスクを回避する目的で先物為替予約取引、貸出金の固定金利運用に伴う金利リスクを回避する目的で金利スワップ取引を利用しております。

(4) 取引に係るリスクの内容

当行が利用している先物為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しており、金利スワップ取引は、市場金利の変動によるリスクを有しております。尚、当行のデリバティブ取引の契約先につきましては、信用度等に留意しかつ分散しており、変動率の大きい特殊な取引はありません。

(5) 取引に係るリスク管理体制標準

当行のリスク管理体制につきましては、オフバランス管理表にて日次及び月次単位で行っており、金利スワップ取引はその都度ALM委員会で審議しております。先物為替予約取引の運営は取引限度額、取引手続等を定めた社内規定に基づき行なわれており、取引状態の把握・リスク管理においても直先総合持高の管理により為替変動リスクを常時把握しております。また、独立したリスク管理部署としてリスク統括部のもとで総合的リスク管理・相互牽制が有効に機能するよう整備、充実を図っております。

(6) 定量的情報の補足説明

先物為替予約につきましては、期末日に引直しを行い、その損益を中間損益計算書に計上しております。また金利スワップ取引における想定元本は、市場リスク量または信用リスク量を示すものではありません。

2.取引の時価等に関する事項

平成17年度中間期末

(1) 金利関連取引(平成17年9月30日現在)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	59	0	0
	金利オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計		0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引(平成17年9月30日現在)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	4,581	148	148
	通貨オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計		148	148

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している為替スワップ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

平成18年度中間期末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)
該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	5,794	40	40
	通貨オプション	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計		40	40

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している為替スワップ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間貸借対照表表示に反映されているものではありません。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)
該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)
該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)
該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)
該当ありません。

平成17年度末

(1) 金利関連取引(平成18年3月31日現在)
該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成18年3月31日現在)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-	-
	為替予約				
	売建	5,111	-	27	27
	買建	1,200	-	13	13
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
売建	-	-	-	-	
	買建	-	-	-	-
	合計			13	13

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している為替スワップ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものはありません。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成18年3月31日現在)
該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年3月31日現在)
該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成18年3月31日現在)
該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年3月31日現在)
該当ありません。

リスク管理債権

リスク管理債権

(単位:百万円)

	平成17年9月末		平成18年3月末		平成18年9月末	
	単体	連結	単体	連結	単体	連結
リスク管理債権合計(A)	22,397	22,397	18,750	18,750	18,173	18,173
破綻先債権	1,109	1,109	932	932	1,143	1,143
延滞債権	13,932	13,932	11,236	11,236	11,845	11,845
3ヵ月以上延滞債権	302	302	179	179	214	214
貸出条件緩和債権	7,052	7,052	6,400	6,400	4,969	4,969
貸出金残高(末残) (B)	341,326	341,326	345,021	345,021	343,175	343,175
(A) ÷ (B)	6.56%	6.56%	5.43%	5.43%	5.29%	5.29%

金融再生法開示債権

金融再生法開示債権 (単体)

(単位:百万円)

	平成17年9月末	平成18年3月末	平成18年9月末
金融再生法開示債権合計 (A)	23,197	18,884	18,298
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	5,371	5,770	6,068
危険債権	10,470	6,533	7,045
要管理債権	7,355	6,580	5,184
保全額	17,665	14,033	14,350
貸倒引当金	3,879	3,586	3,470
担保保証等	13,785	10,446	10,879
総与信残高(末残) (B)	346,452	350,138	348,186
(A) ÷ (B)	6.69%	5.39%	5.25%
保全率(保全額/開示債権額)	76.15%	74.31%	78.42%

大株主の状況

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	1,450	4.55
三田村 俊文	1,416	4.45
株式会社クォードコーポレーション	1,400	4.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1,399	4.39
三田興産株式会社	1,327	4.17
日本土地建物株式会社	850	2.67
新光証券株式会社	704	2.21
明治安田生命保険相互会社	650	2.04
武生土地株式会社	603	1.89
株式会社ホクコン	565	1.77
計	10,366	32.59

(注)日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)所有株式は、預金保険機構が当該信託銀行に信託しているものであります。